

「玉突き事故」

真ん中の車は 被害者？ それとも 加害者？

前方に注意するだけでは不十分
後続車に対する注意も怠らず、
減速するときや車線を変更するとき、
後続車の存在に常に注意

2014年2月27日(木) 18時34分

高速道路での事故は、**大惨事**につながる可能性がある
首都圏など全国各地で大雪が記録された2月。交通機能がマヒするなか、高速道路では**複数**
の「玉突き事故」が報じられている。

東名高速では2月15日、**大型トレーラー**が**渋滞**の影響でとまっていた**トラック**に**追突**し、**はずみ**でトラックがさらに前方のトラックに追突するなど、**計5台**が**からむ事故**が起きた。東北道でも2月17日、大型トラック3台が**からむ玉突き事故**が発生。いずれも**死者が出る惨事**になったという。

玉突き事故では、**渋滞**などで**停車**や**徐行**をしている車が、後続の車に**追突**され、その**弾み**で**前の車**に**追突**し、**被害が拡大**していくケースが多い。このような事故が発生したとき、「**間に挟まれていた車**」の**運転手**は、事故の責任を負うのだろうか。弁護士に聞いた。

●責任が問われるケースは多くない

「ごく一般的な玉突き事故の場合ですと、先頭と最後尾の間に挟まれていた車は、玉突き事故発生の原因とはなりません。そのため、**運転手が責任を負うことはありません**。

また全般的に言って、玉突き事故で間に挟まれた運転手の責任が問われる裁判というのは、あまり多くないという印象をもっています」

しかし、間に挟まれていた車に、**玉突き事故発生**の**責任がある場合も**、ないわけではないという。

「例外的に、**間に挟まれた車の運転手の行為**が、**玉突き事故発生**の**一因**となっている場合には、**事故発生**の**寄与度**に応じて**責任を問われる**ことがあります。

たとえば、間に挟まれた車の運転手が**不要な急ブレーキ**をかけたケースや、高速道路上で**ハザードを出さずに停車**したことで起きた玉突き事故であれば、間に挟まれた車が**発生**の原因を作ったと判断され、その責任が認められる場合もあるでしょう」

●運転中は、前方に注意するだけでは不十分

「ちょっと変わったところでは、1台目と2台目の運転手が**走行方法**などで**感情的**になり、原則**停車**が禁止されている高速道路の車線上に**停車**して**喧嘩**をはじめたところ、その**2台の停止車両**が**原因**となって**玉突き事故**が発生し、**2台目の運転手**にも**責任がある**と判断された裁判例もあります」

結論としては、**間に挟まった車**でも、なにがしかの**事故原因**を作りだしていれば、それに**応じた責任**が発生するということのようなのだ。

弁護士は「運転者は、車両を走行させるとき、**前方さえ注意**していれば**よいものではありません**。走行中は、**後続車に対する注意**も怠らず、**減速**するときや**車線を変更**するとき、**後続車の存在に常に注意**する必要があります」と警鐘を鳴らしていた。